

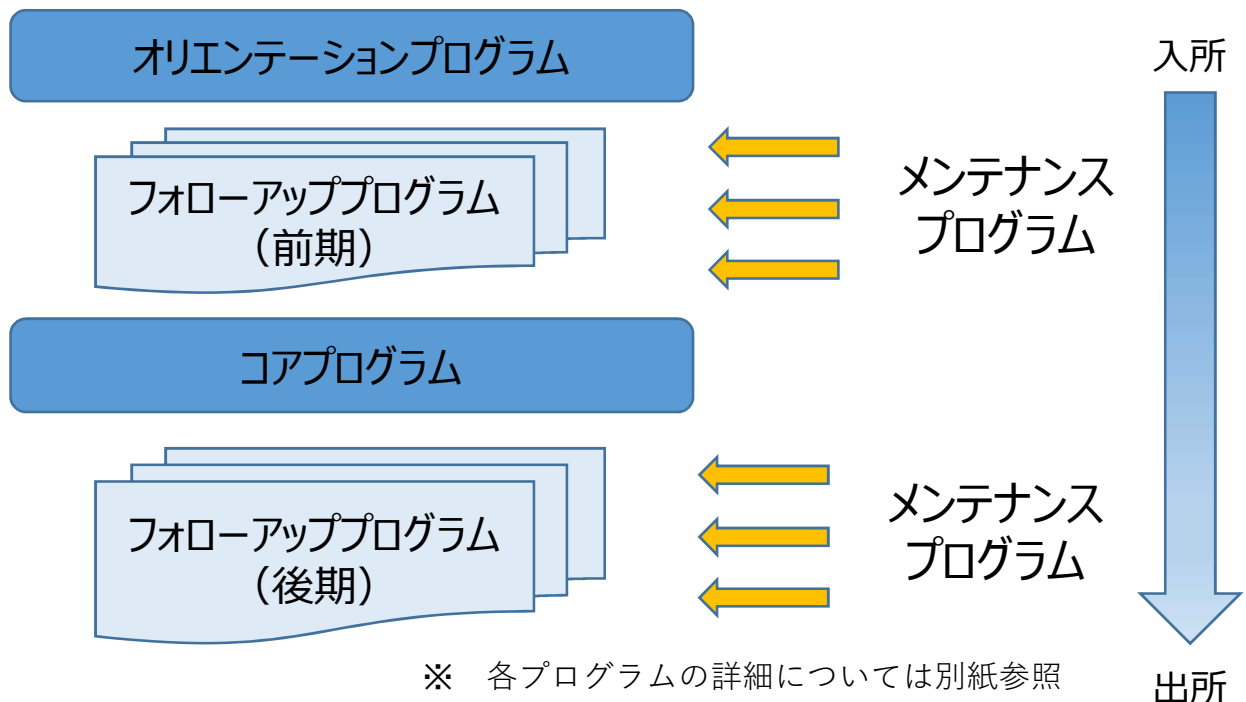
○ 現状・課題

- ・L 指標施設においては、在所中に複数クール実施する庁と刑期後期に1クール実施する庁に分かれている。また、約7割の施設は標準プログラムに準じた指導のみを実施している。
→在所期間を通じた継続的な指導を行うことが必要。
- ・拒否的・他罰的な受刑者の内省を深めることに苦慮。→指導実施前後の働き掛けが必要。
- ・知識の付与にとどまらない、謝罪・被害弁償等の現実的・具体的な行動を促す指導に苦慮。
→（制度上の制約はあるが）被害者等の状況に関する情報を可能な限り把握する必要。

○ 標準プログラム改訂の方向性

上記の現状・課題に対応すべく、以下3つの方向性に沿った改訂を検討

①標準プログラムの構造化（オリエンテーション/コア/フォローアップ/メンテナンス）



※ 各プログラムの詳細については別紙参照

②特にL 指標施設において継続的に指導できる運用方法を検討

・コアプログラム実施時期について

法定期間末日（刑期全体の1/3，無期懲役の場合は10年）までに実施。

なお、編入の時期は、対象者の受講状況、しよく罪行動の進捗状況等により、各施設において柔軟に調整することとする。

(※) 「刑の執行段階における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」（以下「心情等聴取伝達制度」という。）導入後は、同制度の運用状況も加味して編入時期を検討する。

・継続的な指導の実施方法について

コアプログラムを複数回実施する、又は分割実施するなど、長期的・計画的に行う。また、各プログラムの間は、定期的にメンテナンスプログラムを実施して、指導内容の定着や対象者の動機付けの維持・向上を図る。

③被害者等の状況に関する情報の把握

今後導入される可能性のある「心情等聴取伝達制度」を通じて得られる情報も含め、被害者等の状況に関する情報を処遇に適時適切に反映できるよう、標準プログラムの「指導に当たって配慮すべき事項」に、R4の実施に当たり、被害者等の状況の確認に努めることを追記。

●各プログラムの概要

オリエンテーションプログラム

- **指導目的** 受刑に対する気持ちを整理し、犯した罪や被害者及びその遺族等に向き合う心構えを作る。
- **実施時期** 刑執行開始時指導終了後、おおむね6箇月から1年以内に実施するものとし、指導期間は、1箇月から3箇月とする。
- **実施内容** 指導項目等は、下表のとおりとする。3単元を標準とし、対象者の刑期等に応じて調整して実施する。

指導項目	指導内容	指導方法
オリエンテーション	・受講の目的と意義 ・現在の心境等	個別面接
被害者の実情理解	・視聴覚教材視聴 (動機付け) ・被害者の実情理解(※)	DVD視聴 講義, 個別面接, グループワーク
事件の振り返り	・事件発生の経緯 ・自己の問題点とは	講義, 個別面接, グループワーク

(※) (今後「心情等聴取伝達制度」が導入された場合)
制度の趣旨・内容・被害者等の心情を受け止め、適切に対応していくための心構え等も指導

コアプログラム (※従前の標準プログラム)

- **指導目的** 犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等の心情等を認識し、誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固める。
- **実施時期** 対象者の刑期等に応じて施設ごとに決定する。
- **実施内容** 従前どおり
- **実施方法** グループワークを中心として、講義、課題作文、視聴覚教材等の視聴、ゲストスピーカーによる講話などを組み合わせて実施する。

フォローアッププログラム

- **指導目的** (前期) 犯罪被害者やその御遺族の方々が置かれる状況や心情に関する理解を深め、自らのしよく罪の在り方を模索する。
(後期) 前期の目的を更に進めるとともに、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を実践する。
- **実施時期** おおむね年1回を標準とし、対象者の刑期、その他のプログラムの受講状況等に応じて調整して実施する。
- **実施内容** 全体講話または視聴覚教材等の視聴(実施後、感想文等作成)

メンテナンスプログラム

- **指導目的** フォローアッププログラムやコアプログラムの指導内容の定着や対象者の動機付けの維持・向上を図る。
- **実施時期** 適宜
- **実施内容** 個別面接又はグループワーク